

職員サービス	サービス内容	その他該当する体制等	提出が必要となる場合	給付体制等・一覧表以外の必要資料	
A6 通所介護型サービス		LIFEへの登録	1 なし 2 あり	新規に「あり」で届出を行う場合	なし
		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	「なし」で登録していたが、いずれかが減算となる場合 いずれかの職種を減算で登録していたが、「なし」となる場合	勤務表 ※勤務表には職員の資格保持状況を付記してください 勤務表 ※勤務表には職員の資格保持状況を付記してください
		若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	加算の区分変更を行う場合 (なし→あり、あり→なし両方とも)	なし
		生活機能向上グループ活動加算	1 なし 2 あり	加算の区分変更を行う場合 (なし→あり、あり→なし両方とも)	なし
		運動器機能向上体制	1 なし 2 あり	加算の区分変更を行う場合 (なし→あり、あり→なし両方とも)	勤務表 ※勤務表には職員の資格保持状況を付記してください
		生活機能向上連携加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	あらたに「加算Ⅰ」もしくは「加算Ⅱ」の区分を「あり」として登録する場合 ※旧加算を「あり」で届出していた場合でも、改めて届出が必要となります。 旧「生活機能向上連携加算」の体制を「あり」で登録していたが、体制の取り下げを行う場合	指定訪問リハビリテーション、指定リハビリテーション事業所もしくはリハビリテーションを実施している医療機関との提携の状況を確認できる資料(委託契約書等) なし
		栄養アセスメント・栄養改善体制	1 なし 2 あり	「なし」で届出していたが、「あり」に変更する場合 「あり」で届出していたが、「なし」に変更する場合	・算定開始月の勤務表 ※勤務表には職員の資格保持状況を付記してください なし
		口腔機能向上加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	「なし」で届出していたが、「あり」に変更する場合 「あり」で届出していたが、「なし」に変更する場合	・算定開始月の勤務表 ※勤務表には職員の資格保持状況を付記してください なし
		選択的サービス複数実施加算	1 なし 2 あり	加算の区分変更を行う場合 (なし→あり、あり→なし両方とも)	なし
		事業所評価加算(申出)の有無	1 なし 2 あり	加算の区分変更を行う場合 (なし→あり、あり→なし両方とも)	なし
		サービス提供体制強化加算	1 なし 4 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ	新加算ⅠからⅢのいずれかを算定する場合 ※旧「サービス提供体制強化加算」を「Ⅰ」「Ⅱ」「Ⅲ」のいずれかの区分で登録していた場合でも、改めて届出が必要です。 加算の体制を取り下げる場合	・別紙12-3 ・対象期間内の従業員の勤務の状況がわかる勤務表 ※勤務表には職員の資格保持状況や勤続年数を付記してください なし
		科学的介護推進体制	1 なし 2 あり	「あり」とする場合	なし
		介護職員処遇改善加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 5 加算Ⅳ 6 加算Ⅴ	新規算定を含め、加算の区分を変更する場合 加算算定を取り下げる場合	介護職員処遇改善加算計画書 (※計画書の提出期限は4月16日までです。) ※区分変更を行わない場合でも、計画書の提出は必要です。 なし
		介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	新規算定を含め、加算の区分を変更する場合 加算算定を取り下げる場合	介護職員等特定処遇改善加算計画書 (※計画書の提出期限は4月16日までです。) ※区分変更を行わない場合でも、計画書の提出は必要です。 なし

※「LIFEへの登録」記入欄は一覧表の「M」列から「P」列に記入欄があります。

※報酬改定による影響はありません。通常どおり、区分変更を行う場合のみ提出ください。

※報酬改定による影響はありません。通常どおり、区分変更を行う場合のみ提出ください。

※給付体制等と体制状況一覧表の提出は、加算の区分変更を行う場合のみ提出が必要となりますが、介護職員(等特定)処遇改善加算計画書は加算の算定を行う場合、前年度と区分に変更がなくても必ず提出する必要があります。

提供サービス	サービス内容	その他の該当する体制等	提出が必要となる場合	給付体制画・一覧表以外の必要資料	
A6 A7 生活支援通所型サービス	〔専門的なサービスの提供〕 1 なし 2 あり	LFEへの登録	1 なし 2 あり	新規に「あり」で届出を行う場合	なし
		若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり	加算の区分変更を行う場合 (なし→あり、あり→なし両方とも)	なし
		生活機能向上グループ活動加算	1 なし 2 あり	加算の区分変更を行う場合 (なし→あり、あり→なし両方とも)	なし
		運動器機能向上体制	1 なし 2 あり	加算の区分変更を行う場合 (なし→あり、あり→なし両方とも)	勤務表 ※勤務表には職員の資格保持状況を付記してください
		生活機能向上連携加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	あなたが「加算Ⅰ」もしくは「加算Ⅱ」の区分を「あり」として登録する場合 ※旧加算を「あり」で届出していた場合でも、改めて届出が必要となります	指定訪問リハビリテーション、指定リハビリテーション事業所もしくはリハビリテーションを実施している医療機関との提携の状況が確認できる資料(委託契約書等)
				旧「生活機能向上連携加算」の体制を「あり」で登録していたが、体制の取り下げを行う場合	なし
		栄養アセスメント・栄養改善体制	1 なし 2 あり	「なし」で届出していたが、「あり」に変更する場合 「あり」で届出していたが、「なし」に変更する場合	: 算定開始月の勤務表 ※勤務表には職員の資格保持状況を付記してください なし
		口腔機能向上加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	「なし」で届出していたが、「あり」に変更する場合 「あり」で届出していたが、「なし」に変更する場合	: 算定開始月の勤務表 ※勤務表には職員の資格保持状況を付記してください なし
		選択的サービス複数実施加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	加算の区分変更を行う場合 (なし→あり、あり→なし両方とも)	なし
		サービス提供体制強化加算	1 なし 4 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ	新加算ⅠからⅢのいずれかを算定する場合 ※旧「サービス提供体制強化加算」を「Ⅰ」「Ⅱ」「Ⅲ」のいずれかの区分で登録していた場合でも、改めて届出が必要です	: 別紙12-3 : 対象期間内の従業員の勤務の状況がわかる勤務表 ※勤務表には職員の資格保持状況や勤続年数を付記してください
				加算の体制を取り下げる場合	なし
		科学的介護推進体制	1 なし 2 あり	「あり」とする場合	なし
		介護職員処遇改善加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 5 加算Ⅳ 6 加算Ⅴ	新規算定を含め、加算の区分を変更する場合 加算算定を取り下げる場合	介護職員処遇改善加算計画書 (※計画書の提出期限は4月15日までです。) ※区分変更を行わない場合でも、計画書の提出は必要です。 なし
		介護職員等特定処遇改善加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	新規算定を含め、加算の区分を変更する場合 加算算定を取り下げる場合	介護職員等特定処遇改善加算計画書 (※計画書の提出期限は4月15日までです。) ※区分変更を行わない場合でも、計画書の提出は必要です。 なし

※「LFEへの登録」記入欄は一覧表の「M」列から「P」列に記入欄があります。

※給付体制画と体制状況一覧表の提出は、加算の区分変更を行う場合のみ提出が必要となりますが、介護職員(等)特定処遇改善加算計画書は加算の算定を行う場合、前年度と区分に変更がなくても必ず提出する必要があります。

※給付体制画と体制状況一覧表の提出は、加算の区分変更を行う場合のみ提出が必要となりますが、介護職員(等)特定処遇改善加算計画書は加算の算定を行う場合、前年度と区分に変更がなくても必ず提出する必要があります。

※給付体制画と体制状況一覧表の提出は、加算の区分変更を行う場合のみ提出が必要となりますが、介護職員(等)特定処遇改善加算計画書は加算の算定を行う場合、前年度と区分に変更がなくても必ず提出する必要があります。

※一部出張所の体制状況に係る提出要否及びその取扱資料については、上記と同様の取扱いです。